

いかり
錨
(ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望のシンボルです。人生という大海原で嵐に遭ったあなたと信頼と希望で結ばれ、一緒に嵐を乗り越っていききたい。ANCHORには、そんな願いを込めました。

神奈川中央法律事務所

231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ7階 A2
Tel : 045-681-6680
Fax : 045-681-6679

弁護士 藤原 大輔
弁護士 榎 研司



ANCHOR

2022.7
vol.17

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



YOKOHAMA AIR CABIN

暑中お見舞い申し上げます

今年の夏も暑い日が続いております。

暑さはこれからが本番ですので、皆様どうかくれぐれもご自愛ください。

今号表紙の写真はYOKOHAMA AIR CABINです。JR桜木町駅前と新港地区の運河パーク間をつなぐ、日本初の都市型循環式ロープウェイです。上空から横浜の街を観光でき、夜景もきれいに見えると評判です。

今回のアンカーでは、法律相談Q&Aにおいて、債権の消滅時効に関する法律問題を掲載しております。金融機関からお金を借りる等、金銭消費貸借契約は日常生活に関係する分野でもあり、消滅時効に関するご相談をいただくことも多々あります。ご興味のある方はぜひご参照いただければと存じます。

また、当事務所にご依頼いただいた「お客様の声」も2~3ページに掲載しております。

さて、当事務所では、榎弁護士を指導担当として、今年4月からおよそ2か月間、最高裁判所司法研修所より高橋司法修習生を弁護士修習で受け入れ

させていただきました。高橋修習生の声を3ページに掲載しておりますので是非ご覧ください。高橋修習生には、榎弁護士の指導の下、弁護士の日常的な業務内容を実感してもらえたのではないかと思います。この経験を今後に活かし、更なるステップアップをしていただければと、事務所一同期待しております。修習にご協力いただいた皆様方には感謝申し上げます。ありがとうございました。

今年も引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を当事務所は実施いたします。マスク着用、手洗いがい、アルコール消毒、常時換気等の基本的なことから、打合室等への飛沫感染防止シールドの設置、人の密を避けるため滞在時間帯が重ならないように工夫する等、様々な感染防止対策を継続実施して日常業務を行ってまいります。

これからも、皆様方のご期待にお応えし続けられるよう、事務所一同精進してまいりますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

代表弁護士 藤原 大輔



スマホ対応です!

<https://www.fdlaw.jp/>

まずは、お気軽にお電話やメール等で事務所までご連絡ください。「ホームページを見た」とお伝えいただければ初回面談相談は無料です。



木版画

弁護士 藤原 大輔 Fujiwara Daisuke

ご主人様が木版画家であるというお客様からご相談・ご依頼をいただきました。

ご依頼いただいた件が解決した後、その作品を拝見させていただく機会がありました。ご主人様は、大正15年生まれで惜しくも既に他界されているのですが、東京育ちということで、東京の風景を多く描かれていました。その一方で、地方の絵になる風景を描きに旅にでることも度々あったそうで、地方の風景を題材とした作品もかなりの数見受けられました。どの作品も温かい郷愁を感じるものばかりで、じっとじっくり鑑賞していると、懐かしさや親しみ易さ、優しい温もりを感じました。そのお客様からは、「主人は、仕事には厳しい人でしたが優しい人でした」と伺っていましたが、まさにその性格が作品から滲み出ているように感じられました。

事務所には日々、事件のご相談、お打ち合せ、なれない裁判対応等でストレスを抱えるお客様が多く来訪されます。たとえほんのひと時でも、優しい温もりを感じていただければと思います。是非とも事務所に画を飾らせていただきたいと思いました。

そこで、早速お願いをして、氷川丸の画を購入させていただき、事務所の扉に入ってすぐ目に付くところに飾らせていただきました。氷川丸は、たくさんの著名人（チャップリン等）が乗船したことで知られており、横浜港のシンボリック存在で



重要文化財に指定されております。この画からは、氷川丸の内部や周辺の電球の明かり、カモメが船によっている様子等から、船の内外にいる人々の気配が感じられ、やはり優しい温もりを感じられます。

また、打ち合せ室には、金魚売りの画と、おもちゃや時計等の画を飾らせていただきました。大正生まれの方ならば実際に目にしたかもしれない、このような金魚売りの存在を画で見ると温かい郷愁を感じますし、おもちゃや時計の画もほほえましい気持ちになれます。

ご来所された際は、是非ご覧いただき、温もりを感じていただければ幸いです。

尚、このご主人様は、蔵書票（書票ともいい、本の所有者を表すための数センチ四方の小さな版画のこと。紙の宝石と称されております。）の作者としても知られており、現在建築中の関東学院大学にその蔵書票が展示される予定とのことです。建築工事中の関東学院大学は、当事務所のビルのすぐ隣ですので、関東学院大学の工事が完了しましたら見学に行くつもりです。今から楽しみです。

ご主人様の作品についての書籍も一部ではありますが、当事務所にございます。作品にご興味がある方は是非お声がけしてください。作品の感想等を頂ければ幸いです。



お客様からいただいたアンケート、メッセージをご紹介します。

お客様からの声

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1、当事務所の対応に満足できましたか？ ○をご記入ください。
 大変満足 満足 普通 不満
 [理由:]

2、弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか？
 大変満足 満足 普通 不満
 [理由:]

3、当事務所の印象はいかがでしたか？
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)
 明るい きれい 普通 暗い 汚い
 [理由:]

4、スタッフ（弁護士を除く）の対応はいかがでしたか？
 大変良い 良い 普通 不満
 [理由:]

5、その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

6、このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターへ掲載してもよろしいですか？(氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)
 はい いいえ

榊先生へ

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1、当事務所の対応に満足できましたか？ ○をご記入ください。
 大変満足 満足 普通 不満
 [理由:]

2、弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか？
 大変満足 満足 普通 不満
 [理由:]

3、当事務所の印象はいかがでしたか？
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)
 明るい きれい 普通 暗い 汚い
 [理由:]

4、スタッフ（弁護士を除く）の対応はいかがでしたか？
 大変良い 良い 普通 不満
 [理由:]

5、その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

6、このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターへ掲載してもよろしいですか？(氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)
 はい いいえ

神奈川中央法律事務所
藤原大輔先生

先日は大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴し、お力添えを頂き誠に有難うございました。

令和の時代になり、デジタル化が進み、コンプライアンス、ガバナンスと言う言葉が飛び交い、時代が大きく流れる中、時が止まったかのような考え方、良くも悪くも勉強になりました。自身も無知でご迷惑を多々掛けていると思いますが、基本は沢山の山の方のお力添えで生かして頂いている事に感謝をし、どのように生かすかをよく考えて行きたいと思っております。建築業は人が生きていく中で大きな関わりを持つ業種と思っております。より良く発展していくよう願っております。

最後になりましたが、無償で困っている方に寄り添う先生のお考えや行動に心から敬意を表します。ますますのご活躍をお祈り申し上げます。有難うございました。

藤原先生へ



無料求人広告に注意！

弁護士 榎 研司 Sakaki Kenji

ここ数年、無料求人広告のトラブルが急増しています。ハローワークなどに求人を出していると、「インターネット上の求人サイトに2週間無料で求人をご掲載ませんか」という勧誘の電話がかかってくる。人手不足の世の中ですから、「無料なら」と申し込んでしまうと、無料掲載期間を経過した後、突然、広告掲載料として数十万円請求されるというトラブルが全国的に多発しています。

具体的には次のような手口が見られます。①無料求人広告の申込書や契約書をよく読むと、分かりにくい位置や細かい字で無料掲載期間中に解約の通知をしないと「有料」の広告契約に自動更新となる旨が記載されていますが、そのような説明をされていないケース。②自動更新になることは説明されつつ、後日、解約申込書が郵便で送付されると説明されたにもかかわらず、解約通知書が送られて来ず、無料掲載期間を経過してしまうケース。③解約通知書が送られてきたとしても、広告・チラシのようなデザインであり、解約申込書とは思わず見逃してしまっているケース。このような手口を使い、契約書に書いてある以上、有料広告契約が成立

していると言い張って、広告掲載料を請求してきています。消費者法の適用がない個人事業主や中小企業をターゲットとしており、申込者の見落としを狙った商法と言えます。諦めて支払ってしまうケースもあるようです。

このような商法で広告掲載料を請求してくる会社や組織は急増しており、消えては新しく設立されるという状況です。このような広告会社の求人サイトは小規模であり、認知度も低く、求人広告の効果は期待できないとされています。求人広告という「本業」でまっとうに稼ぐのであれば、顧客とトラブルにならないようにするのが通常ですが、トラブルになるのが分かり切っている手口で行われていることから、問題のあるビジネスモデルと言えます。

以上のようなトラブルについて、ここ1～2年急激にご相談をお受けする機会が増えております。万が一、トラブルに巻き込まれてしまった場合には、支払う前に弁護士に一度ご相談ください。神奈川県だけでなく全国的にもトラブルが急増しておりますので、今回ご紹介させていただきました。



司法修習生からのお便り



司法修習生 高橋 明弘

はじめまして。令和4年4月から6月上旬まで、神奈川中央法律事務所にて、司法修習生としてお世話になっておりました高橋明弘と申します。

司法修習は、司法試験合格後、裁判官、検察官、弁護士のいずれかになるために、裁判所、検察庁、弁護士事務所等において研修を受ける制度です。私は、弁護修習として、指導担当弁護士の榎先生と藤原先生にご指導いただきました。

弁護修習においては、様々な打ち合わせ等への同席、書面の添削などを通じて多くのことをご教授いただきましたが、最も印象的だったことは、弁護士の先生方の業務への姿勢でした。依頼者の方からは見えませんが、執務室には多くの書籍があります。榎先生も藤原先生も相談等で疑問に思った点を詳細に調べ、時には弁護士同士で議論することもありました。このように真摯に業務に取り組んでいる姿を拝見できたことが、弁護修習において何よりも勉強になりました。

また、先生方が、依頼者の方のお話を最後までしっかりと聞き、法律的に難しい問題があっても、依頼者の方が納得できる解決策を提示していることも非常に印象的でした。このような能力も、法律の学習だけでは習得できない弁護士として必須の能力であると実感しました。

さらに、事務局の方にも大変お世話になりました。事務局の方に事務作業や各種連絡等について多くのサポートをしていただいたことで、弁護修習が円滑に進み、非常に充実したものとなりました。

弁護士業務が事務局の方々を支えられており、双方が信頼し合って業務に取り組んでいる様子を間近で拝見できたことも、これから弁護士として業務を行うにあたって大きな財産になることと思います。

最後になりますが、神奈川中央法律事務所の皆様、打ち合わせ等の同席をご快諾くださった依頼者の皆様、誠にありがとうございました。



お名前

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート

1. 当事務所の対応に満足できましたか？ ○をご記入ください。
 大変満足 満足 普通 不満
 理由:

2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか？
 大変満足 満足 普通 不満
 理由:

3. 当事務所の印象はいかがでしたか？
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)
 明るい きれい 普通 暗い 汚い

4. スタッフ(弁護士を除く)の対応はいかがでしたか？
 大変良い 良い 普通 不満
 理由:

5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

6. このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターへ掲載し
 てもよろしいですか？ (氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)
 はい いいえ

法律相談

Q&A



消滅時効期間経過後の債務の請求

Q 最近、突然A債権回収会社というところから、昔の借金についての督促状が届きました。借金の総額は遅延損害金で何倍にも膨れ上がっていて、200万円以上になっているとのことでした。お金を借りたことは事実なのですが、失業や病気で返済できなくなってから10年以上何もなかったのに、突然自宅までやってきて取り立てられたので、慌てて千円だけとりあえず振り込んでしまいました。冷静になって考えると、そんな額の借金を返済できません。どうしたらいいでしょうか。

A 今回、督促状が届くまで10年以上何もなかったとのことですから、督促状が届いた時点では、借金について時効で消滅させることができる状態だったと思われます。ただ、借金を時効で消滅させるためには、債権者に対して、「時効で消滅させます」という意思表示（援用）をしなければなりません（民法145条）。

Q 千円を支払ってしまいましたが、今からでも借金を時効で消滅させることができるのでしょうか。

A 債務を弁済するということは、債務の「承認」（民法152条）に該当し、時効期間が一旦リセットされてしまいます。そして、原則として、債務者が借金の一部でも弁済したときは、借金を時効で消滅させることができるという事実を知らずに弁済したのだとしても、消滅時効の援用ができなくなる、とされています（最判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁）。

Q そうすると、私は千円を支払ってしまったので、もう借金を時効で消滅させることができないのでしょうか。

A 必ずしもそうとは限りません。債権者は債権回収会社ですので、既に今回の借金の消滅時効が完成していることは当然認識した上で請求してき

ています。近時の裁判例において、債権者（の従業員）が、債務者の法律の無知に付け込み、後の消滅時効援用を封じるために、欺罔的方法や威圧的な行為などにより弁済させた事例において、消滅時効の援用を認めるものがあります。

当事者双方の言動によって、消滅時効の援用がされることはないだろうという正当な「債権者の信頼」が生じているか否かがポイントになります。



近時、消滅時効期間が過ぎた借金を突然請求されたというご相談が増えております。本来であれば、督促状が届いた時点で消滅時効を援用する通知を送ることができればよいのですが、仮に少額の弁済をしてしまったとしても、事案によっては消滅時効の援用が可能な場合もありますので、まずは弁護士にご相談ください。

近時、消滅時効期間が過ぎた借金を突然請求されたというご相談が増えております。本来であれば、督促状が届いた時点で消滅時効を援用する通知を送ることができればよいのですが、仮に少額の弁済をしてしまったとしても、事案によっては消滅時効の援用が可能な場合もありますので、まずは弁護士にご相談ください。

事務局だより

打合せ室に飾られたかわいい木版画を見てると、自分でも鳥の絵などを彫ってみたいくなります。彫刻刀を握ったのは図工の授業でニポポを作ったのが最後ですが、木を削るのは力加減が難しく、かつ、とても楽しかったのを覚えています。

犬猫にマイクロチップをつけることを義務化することです。自分が大切にしている物は忘れないように、落とさないように、無くさないようにしなければなりません。見つからなくなる前に、今一度点検する良いきっかけになりました。

夏季休暇のお知らせ

8月6日(土)から15日(月)まで夏季休暇とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

横浜市営地下鉄「関内駅」1番出口
市営地下鉄ご利用の方は、1番出口が最寄です。

JR「関内駅」南口
最寄りの駅出口です。当事務所は、南口改札を出て右方面です。京浜東北・根岸線、横浜線が通っています。

大通り公園
関内駅周辺から阪東橋駅までつながる細長い公園で、地域の方々の憩いの場となっています。

みなとみらい線「日本大通り駅」2番出口

横浜スタジアム
通称「ハマスタ」。日本プロ野球、セ・リーグ、横浜 DeNA ベイスターズの本拠地です。

旧横浜市庁舎

横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」1番出口

■JR関内駅/南口より徒歩2分 ■みなとみらい線日本大通り駅/2番出口より徒歩10分
■市営地下鉄ブルーライン 関内駅/1番出口より徒歩5分・伊勢佐木長者町駅/1番出口より徒歩4分